

(3) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販 売 業 者 数	販 売 場 数			
		卸 売 に 限 る 旨 の 条 件 が 付 さ れ て い る も の	販 売 方 法 に 条 件 が 付 さ れ て い な い も の	計	
全酒類 自製酒類 合計のうち 全酒類 その他類	酒類	222	125	284	409
	洋酒	13	13	9	22
	出酒	49	31	60	91
	入酒	16	27	11	38
	清酒、みりん	5	22	5	27
	合成清酒、しょうちゅう	—	6	2	8
	洋酒	—	10	6	16
	計	1	10	5	15
	その他酒類	6	48	18	66
	合計	15	10	8	18
小売業者の共同購入機関	5	6	—	6	
卸売業者の共同購入機関	1	1	—	1	
製造者の共同販売機関	4	5	—	5	
一般のもの	13,120	—	—	14,803	
特定期限付	94	—	—	430	
計	—	—	—	—	
合計	13,214	—	—	15,233	
一般のもの	72	—	—	93	
特定期限付	540	—	—	746	
計	3	—	—	15	
みりんだけのも	81	—	—	370	
薬用酒だけのも	845	—	—	886	
計	1,541	—	—	2,110	
合計	14,755	—	—	17,343	
媒代	5	—	—	14	
介業	—	—	—	—	

調査時点：平成15年3月31日

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 免許場数の累年比較

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒類製 造場数	酒 類 販 売 場 数		
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		ビール	その他	計		卸売業	小売業	計
			甲 類	乙 類							
平成9年度	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
	329	10	13	69	20	140	581	399	676	16,853	17,529
10	325	10	13	69	21	145	583	395	672	17,096	17,768
11	322	10	13	69	23	153	590	396	685	17,269	17,954
12	319	10	13	69	23	160	594	395	688	17,173	17,861
13	315	10	13	71	25	156	590	391	673	17,372	18,045
14	307	8	11	73	26	154	579	383	644	17,343	17,987

調査時点：各年とも翌年3月31日